

各位

2026年7月24日

会社名 スパイダープラス株式会社

代表者名 代表取締役社長 伊藤 謙自

(証券コード：4192、グロース市場)

問合せ先 執行役員CFO 藤原 悠

(電話番号：03-6709-2834)

従業員向け譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年7月24日開催の取締役会において、当社従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は2026年3月25日開催の第27期定時株主総会において取締役向け譲渡制限付株式報酬制度を決議しておりますが、本制度は同制度とは独立した制度として、取締役会決議のみにより導入するものであり、株主総会による役員報酬枠の対象外となります。

また、本制度の導入が、2026年12月期の業績に与える影響は軽微です。今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

記

1. 本制度目的

従業員に対して、当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与し、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、優秀な人材の採用及びリテンションを図ることを目的として、本制度を導入いたします。

2. スキームの概要

本制度は、当社が従業員に対して金銭報酬債権を付与し、当該従業員が当該金銭報酬債権の全額を現物出資することにより、当社の普通株式（譲渡制限付株式）を取得する、いわゆる「金銭報酬債権の現物出資型」の有償株式報酬制度です。対象者の現金支出は生じません。

3. 譲渡制限期間及び解除条件

割当日から3年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、対象者は本株式を譲渡・担保設定その他処分することができません。対象者が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間満了時に本株式の全部について譲渡制限が解除されます。

4. 本株式の無償取得事由

対象者が本譲渡制限期間中に退職した場合（死亡・疾病その他取締役会が正当と認める理由がある場合を除きます。）は、当社は本株式の全部を無償で取得します。正当な理由がある場合の取り扱いについては、取締役会の決議により個別に決定します。また、法令・社内規程違反、競業行為等の重大な非違行為が判明した場合には、当社は取締役会の決議により本株式の全部又は一部を無償で取得することができます。

以上